

昭和二十九年農林省令第七十二号

輸出手水産業の振興に関する法律施行規則
輸出手水産業の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百五十四号)及び輸出手水産業の振興に関する法律施行令(昭和二十九年政令第三百三号)に基き、並びにこれらの法令を実施するため、輸出手水産業の振興に関する法律施行規則を次のように定める。

(定義)

第一条 この省令で「輸出手水産物」、「輸出手水産業」又は「輸出手水産業者」とは、それぞれ輸出手水産業の振興に関する法律(以下「法」という。)第二条に規定する輸出手水産物、輸出手水産業又は輸出手水産業者をいい、「製造受託者」とは、法第三条第一項に規定する製造受託者をいう。

(輸出手水産物の種類)

第二条 法第三条第一項の農林水産省令で定める輸出手水産物の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
 一 まぐろ類かん詰(かつおかん詰を含む。以下同じ。)
 二 冷凍まぐろ類(冷凍かつおを含む。以下同じ。)及び冷凍めかじき
 三 いわし類かん詰、さんまかん詰、あじかん詰及びさばかん詰
 四 魚類肝臓油
 五 魚類かん詰
 六 天然寒天
 七 工業寒天
 八 さけかん詰及びますかん詰
 九 鮑油
 十 国内真珠
 十一 球形海外真珠
 十二 半球形海外真珠
 十三 えびかん詰
 十四 かきかん詰
 十五 冷凍のまぐろ、すけとうだら、からすがれい及びあぶらがれい(フイラーに限る。以下
 下「まだら等の冷凍フイラー」という。)
 十六 冷凍のまぐろ、すけとうだら、からすがれい及びあぶらがれい(魚肉ブロックに限る。以
 下「まだら等の冷凍魚肉ブロック」という。)

(登録を受けることを要しない場合)

第三条 法第三条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 一 輸出手水産業者が、当該事業場において味付のまぐろ類かん詰、いわし類かん詰、さんまかん詰若しくはあじかん詰、塩水づけ及び水煮のえびかん詰、くん製油づけ及び

二 輸出手水産業者が、他人の委託を受けて輸出手水産物を冷凍し、若しくは冷蔵する事業を開始し、又は製造受託者が他人の委託を受けないで輸出手水産物を冷凍し、若しくは冷蔵する事業を開始した場合であつて、その冷凍又は冷蔵の事業の用に供する事業場につき当該輸出手水産業者又は製造受託者が既に当該輸出手水産物の種類に係る法第三条第一項の登録を受けているとき。

三 鮑油又は国内真珠の製造の用に供する事業場が鮑体処理場(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)第一百九条の鮑体処理場をいう。)又は国内真珠の穴明け作業のみを行なう事業場である場合
 (登録申請書の様式及び提出部数等)

第四条 法第三条の二第一項の申請書の様式は、別記第一号様式とし、その提出部数は、一通とする。

(製造施設)

第五条 法第三条の二第一項第四号の農林水産省令で定める製造施設は、別表第一の上欄に掲げる輸出手水産物の種類の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりとする。

(技術者)

第六条 法第三条の二第一項第五号の農林水産省令で定める技術者は、輸出手水産物の品質管理を担当する主任技術者とする。

(登録申請書の記載事項)

第七条 法第三条の二第一項第六号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 前条に規定する主任技術者の氏名
 二 当該申請が冷凍まぐろ類及び冷凍めかじき、まだら等の冷凍フイラー又はまだら等の冷凍魚肉ブロックに係る登録の申請である場合には、輸出手水産業者としての登録の申請であるか、製造受託者としての登録の申請であるかの別

三 当該申請が冷凍まぐろ類及び冷凍めかじきに係る輸出手水産業者としての登録の申請である場合には、他人に委託して当該事業場においてまぐろ類(かつおを含む。以下同じ。)若しくはめかじきを冷凍し、又はこれらの冷凍品を冷蔵するものであるか、他人に委託しないで当該事業場においてまぐろ類若しくはめかじきを冷凍し、又はこれらの冷凍品を冷蔵するものであるかの別の及び他人に委託して当該事業場においてまぐろ類若しくはめかじきを冷凍し、又はこれらの冷凍品を冷蔵する場合には、当該他人の氏名又は名称及び住所

四 当該申請がまだら等の冷凍フイラー又はまだら等の冷凍魚肉ブロックに係る輸出手水産業者としての登録の申請である場合には、他人に委託して当該事業場においてまだら等の冷凍フイラー又はまだら等の冷凍魚肉ブロックを冷蔵するものであるか、他人に委託しないで当該事業場においてまだら等の冷凍フイラー又はまだら等の冷凍魚肉ブロックを冷蔵するものであるかの別及び他人に委託して当該事業場においてまだら等の冷凍フイラー又はまだら等の冷凍魚肉ブロックを冷蔵する場合には、当該他人の氏名又は名称及び住所

(登録申請書の添附書類)

第八条 法第三条の二第二項の農林水産省令で定める書類は、左に掲げる書類とする。

一 製造施設の配置状況を示す図面

二 当該事業場の施設で別表第一に掲げる製造施設以外のものの概要を記載した書面

三 前条第一号の主任技術者の住所及び経歴を記載した書面

四 当該事業場における従業員の職種別人數を記載した書面

2 前項第三号の書面は、その末尾余白に最近六箇月以内に撮影した当該主任技術者の正面、上半身、無帽の名刺型の写真をはりつけたものでなければならない。

(製造施設の基準)

第九条 法第三条の三第一項第一号の農林水産省令で定める基準は、別表第一の中欄に掲げる製造施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(主任技術者の資格及び数の基準)

第十一条 法第三条の三第一項第二号の農林水産省令で定める基準は、別表第二の上欄に掲げる輸出手水産物の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(登録を受けた者の届出等)

第十二条 法第三条の四第一項の規定により登録申請書の記載事項の変更の届出をしようとする者は、別記第二号様式による届書一通を都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第三条の四第二項の規定により登録を受けた者の地位の承継の届出をしようとする者は、別記第三号様式による届書一通を都道府県知事に提出しなければならない。

3 法第三条の四第三項の規定により輸出手水産業の廃止の届出をしようとする者又は同条第四項の規定により法人の解散の届出をしようとする清算人は、届書一通を都道府県知事に提出しなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十三条 法第十二条第三項(法第二十条において読み替えて準用する中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号。以下「準用協同組合法」という。)第二十七条第八項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの
- イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくることができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したもの交付する方法
- 前項各号に掲げた方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
- (設立の認可の申請)
- 第十三条** 法第十二条第二項の規定により輸出水産業組合（以下「組合」という。）の設立の認可を受けようとする者は、別記第四号様式による申請書一通に、それぞれ次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。
- 一 定款
- 二 事業計画書
- 三 役員たるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書面並びにその就任承諾書
- 四 組合員たるべき者の名簿及び加入申込書
- 五 創立総会の議事録の謄本
- 六 組合員たるべき者の総数及び定款で定める組合員たる資格を有する者の総数を記載した書面
- (定款の変更の認可の申請)
- 第十四条** 法第十五条の規定により定款の変更の認可を受けようとする組合は、別記第五号様式による申請書一通に、それぞれ次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。
- 一 変更しようとする箇所を記載した書面
- 二 変更の理由を記載した書面
- 三 変更を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
- (主要原料の購入事業の認可の申請)
- 第十五条** 法第十八条の規定により輸出水産物の主要原料の購入事業の認可を受けようとする組合は、別記第六号様式による申請書一通に、それぞれ次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。
- 一 購入事業の計画を記載した書面
- 二 購入事業を必要とする理由を記載した書面
- (主要原料の購入事業に関する書類の記載事項の変更の認可の申請)
- 第十六条** 法第十八条の規定により前条各号の書面の記載事項の変更の認可を受けようとする組合は、別記第七号様式による申請書一通に、それぞれ次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。
- 一 変更しようとする箇所を記載した書面
- 二 変更の理由を記載した書面
- (電磁的記録)
- 第十七条** 準用協同組合法第十条の二第三項第二号の農林水産省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。
- (電磁的記録)
- 第十八条** 次に掲げる規定に規定する農林水産省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（準用協同組合法第十条の二第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

- 二 準用協同組合法第三十四条の二第二項第二号
- 三 準用協同組合法第三十六条の三第五項において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百八十九条第四項第二号
- 四 準用協同組合法第三十六条の七第五項第二号（準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）
- 五 準用協同組合法第四十条第十二項第三号（準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）
- 六 準用協同組合法第四十一条第三項第二号
- 七 準用協同組合法第五十三条の四第四項第二号
- 八 準用協同組合法第五十六条第二項第二号
- 九 準用協同組合法第六十三条の四第二項第三号
- 十 準用協同組合法第六十三条の五第二項第三号
- 十一 準用協同組合法第六十三条の五第五項第三号
- 十二 準用協同組合法第六十三条の六第二項第三号
- 十三 準用協同組合法第六十四条第八項第三号
- (創立総会の議事録)
- 第十九条** 準用協同組合法第二十七条第七項の規定による創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。
- 2 前項の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
- 一 創立総会が開催された日時及び場所
- 二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果
- 三 創立総会に出席した発起人、設立時理事又は設立時監事の氏名又は名称
- 四 創立総会の議長の氏名
- 五 議事録を作成した発起人の氏名又は名称
- (電磁的記録の配置に関する特別)
- 第二十条** 次に掲げる規定に規定する農林水産省令で定めるものは、組合の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて組合の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。
- 一 準用協同組合法第三十四条の二第三項
- 二 準用協同組合法第三十六条の七第四項（準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）
- 三 準用協同組合法第四十条第十一項
- 四 準用協同組合法第五十三条の四第三項
- (役員の変更の届出)
- 第二十一条** 準用協同組合法第三十五条の二の規定により役員の氏名又は住所の変更の届出をしようとする組合は、別記第八号様式による届書一通に、それぞれ次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。
- 一 変更に係る役員の氏名又は住所を記載した書面
- 二 変更の年月日及び理由を記載した書面
- (監査報告の作成)
- 第二十二条** 準用協同組合法第三十六条の三第二項（準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）及び準用協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第二項の農林水産省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

- 2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事又は理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。
- 一 当該組合の理事及び使用人
- 二 当該組合の子会社（準用協同組合法第三十五条第六項に規定する子会社をいう。以下同じ。）の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらに相当する者及び使用人
- 三 その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者
- 4 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。
- 5 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該組合の他の監事、当該組合の子会社の監査役その他これらに相当する者の意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。
- （監事の調査の対象）
- 第二十三条** 準用協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十四条（準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。
- （監査の範囲が限定されている監事の調査の対象）
- 第二十四条** 準用協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第三項の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 決算関係書類（準用協同組合法第四十条第二項（準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の決算関係書類をいう。以下同じ。）
- 二 前号に掲げるもののほか、これに準ずるもの（理事会の議事録）
- 第二十五条** 準用協同組合法第三十六条の七第一項（準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の規定による理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。
- 1 前項の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。
- 一 理事が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は組合員が理事会出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
- 二 理事が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
- イ 準用協同組合法第三十六条の六第三項において準用する会社法第三百八十三条第二項（準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の規定による監事の請求を受けて用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の規定により監事が招集したもの招集されたもの
- ロ 準用協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十三条第三項（準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の規定により監事が招集したもの招集されたもの
- ハ 準用協同組合法第三十六条の六第六項（準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十六条第二項の規定による理事の請求を受けて用協同組合法第三十六条の六第六項（準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十六条第三項の規定により理事が招集したもの招集されたもの
- ヘ 準用協同組合法第三十六条の六第六項（準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十七条第三項において準用する同法第三百六十一条第三項の規定により組合員が招集したもの
- 三 理事会の議事の経過の要領及びその結果

- 四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名及び発言の内容の概要
- イ 準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）
- ロ 準用協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十三条第一項本文（準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）
- ハ 準用協同組合法第三十六条の六第六項（準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十七条第四項（準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十七条第三項（準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十七条规定する場合を含む。）
- 五 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
- イ 準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）
- ロ 準用協同組合法第三十六条の六第五項（準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）により理事会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項
- ハ 準用協同組合法第三十六条の二第五項（準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）により理事会への報告を要しないものとされた場合 次に掲げる事項
- 六 理事会に出席した理事、監事又は組合員の氏名又は名称
- 七 理事会の議長の氏名
- 八 議事録を作成した理事の氏名
- 一 次の各号に掲げる場合には、第一項の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
- 一 準用協同組合法第三十六条の六第四項（準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の規定により理事会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項
- イ 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- ロ イの事項の提案をした理事の氏名
- ハ 理事会の決議があつたものとみなされた日
- 二 準用協同組合法第三十六条の六第五項（準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）により理事会への報告を要しないものとされた場合 次に掲げる事項
- イ 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- ロ 理事会への報告を要しないものとされた日
- （電子署名）
- 第二十六条** 準用協同組合法第三十六条の七第二項（準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。
- 2 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものである。
- 一 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていなかどうかを確認することができるものであること。（役員の組合に対する損害賠償に係る報酬等の額の算定方法）
- 第二十七条** 準用協同組合法第三十八条の二第五項（準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。
- 一 役員がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員が当該組合の使用人を兼ねている場合における当該使用人の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として組合から受け、又は受けけるべき財産上の利益の額（次号に掲げるものを除く。）の事業年度（次の前各事業年度に限る。）ごとの合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合には、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額
- イ 準用協同組合法第三十八条の二第五項（準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の総会の決議を行つた場合 当該総会の決議の日
- ロ 準用協同組合法第三十八条の二第九項（準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百一十六条第一項の規定による定款の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行つた場合 当該決議のあつた日

			ハ 準用協同組合法第三十九条の二第一項（準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百一十七条第一項の契約を締結した場合 責任の原因となる事実が生じた日（二以上の日がある場合には、最も遅い日）
二 イ	イ	イ	イに掲げる額を口に掲げる数で除して得た額
			次に掲げる額の合計額
		(1)	当該役員が当該組合から受けた退職慰労金の額
		(2)	当該役員が当該組合の使用者を兼ねていた場合における当該使用者としての退職手当のうち当該役員を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額
		(3)	(1) 又は(2)に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額
	ロ		当該役員がその職に就いていた年数（当該役員が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数）
	(1)		代表理事（準用協同組合法第三十六条の八第一項の代表理事をいう。以下同じ。）六
	(2)		代表理事以外の理事 四
	(3)		監事 二
			（責任の免除の決議後に受けた退職慰労金等）
			第二十八条 準用協同組合法第三十九条の二第一項（準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める財産上の利益とは、次に掲げるものとする。
	一		退職慰労金
	二		当該役員が当該組合の使用者を兼ねていたときは、当該使用者としての退職手当のうち当該役員を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分
	三		前二号に掲げるものの性質を有する財産上の利益
			（責任追及の訴えの提起の請求方法）
			第二十九条 準用協同組合法第三十九条及び第六十九条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。
	一		一 被告となるべき者
	二		二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実 (訴えを提起しない理由の通知方法)
			第三十条 準用協同組合法第三十九条及び第六十九条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。
	一		組合が行つた調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）
	二		請求対象者の責任又は義務の有無についての判断
	三		請求対象者に責任があると判断した場合において、責任を追及する訴えを提起しないときは、その理由 (会計慣行のしん酌)
			第三十一条 この省令の用語の解釈及び規定の適用に關しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の会計の慣行をしん酌しなければならない。 (金額の表示の単位)
			第三十二条 準用協同組合法第四十条第一項の組合の成立の日ににおける貸借対照表及び同条第二項（準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）に規定する組合が作成すべき決算関係書類（剩余金処分案又は損失処理案（準用協同組合法第四十条第二項（準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の剩余金処分案又は損失金処分案をいう。以下同じ。）を除く。）に係る事項の金額は、一円単位又は千円単位をもつて表示するものとする。 2 剩余金処分案又は損失処理案については、一円単位で表示するものとする。

（成立日の貸借対照表）

第三十三条 準用協同組合法第四十条第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、組合の成立の日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。

（各事業年度に係る決算関係書類）

第三十四条 各事業年度に係る決算関係書類の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日（当該事業年度の前事業年度がない場合には、成立の日）から当該事業年度の末までの期間とする。この場合において、当該期間は、一年（事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については、一年六月）を超えることができない。

2 準用協同組合法第四十条第二項（準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の規定により組合が作成すべき各事業年度に係る決算関係書類は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

（財産目録）

第三十五条 各事業年度ごとに組合が作成すべき財産目録（準用協同組合法第四十条第二項（準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の財産目録をいう。以下同じ。）について

は、この条の定めるところによる。

2 前項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

一 資産

二 負債

三 正味資産

3 資産の部又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適當な名称を付した項目に細分することができる。

（貸借対照表の通則）

第三十六条 各事業年度ごとに組合が作成すべき貸借対照表（準用協同組合法第四十条第二項（準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の貸借対照表をいう。以下同じ。）については、この条から第四十七条までに定めるところによる。

（貸借対照表の区分）

第三十七条 貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

一 資產

二 負債

三 純資産

2 資産の部又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適當な名称を付さなければならぬ。

（資産の部の区分）

第三十八条 資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目（第二号に掲げる項目を除く。）は、適當な項目に細分しなければならない。

一 流動資産

二 固定資産

三 繰延資産

2 固定資産に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適當な項目に細分しなければならない。

一 有形固定資産

二 無形固定資産

三 外部出資その他の資産

1 次に掲げる資産 流動資産

イ 現金及び預金（一年内に期限の到来しない預金を除く。）

ロ 受取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更

生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなもの(を除く。)をいう。)

ハ 売掛金(通常の取引に基づいて発生した事業上の未収金(当該未収金に係る債権が破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該未収金を除く。)をいう。)

ニ 売買目的有価証券(時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。以下同じ。)及び一年内に満期の到来する有価証券

ホ 商品(販売の目的をもつて所有する土地、建物その他の不動産を含む。)

製品、副産物及び作業くず

半製品(自製部分品を含む。)

原料及び材料(購入部分品を含む。)

仕掛品及び半成工事

ルヌ 消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品であつて、相当な価額以上のもの

カ前渡金(商品、原材料等の購入のための前渡金(当該前渡金に係る債権が破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該前渡金を除く。)をいう。)

ヲ 前払費用であつて、一年内に費用となるべきもの

ワ未収益

カ貸付金(法第十七条第一項第一号の事業を行うための貸付金をいう。)

ヨ次に掲げる繰延税金資産

(1) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産

(2) 特定の資産又は負債その他の資産に属する資産又は固定負債に属する資産又は負債に関連しない繰延税金資産であつて、一年内に取り崩されると認められる場合における当該前渡金を除く。)をいう。)

タ その他の資産であつて、一年内に現金化できると認められるもの

二タ 次に掲げる資産(ただし、イからトまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。)有形固定資産

タタ その他の資産であつて、一年内に現金化できると認められるもの

二タ 次に掲げる資産又は負債に関連しない繰延税金資産であつて、一年内に取り崩されると認められるもの

二タ その他の資産であつて、一年内に現金化できると認められるもの

二タ 次に掲げる資産(ただし、イからトまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。)有形固定資産

タタ その他の資産であつて、一年内に現金化できると認められるもの

二タ 次に掲げる資産又は負債に関連しない繰延税金資産であつて、一年内に取り崩されると認められるもの

二タ その他の資産であつて、一年内に現金化できると認められるもの

二タ 次に掲げる資産又は負債に関連しない繰延税金資産であつて、一年内に取り崩されると認められるもの

リ その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの

四 次に掲げる資産外部出資その他の資産

イ 外部出資(事業遂行上の必要に基づき保有する法人等の株式及び持分その他これらに準ずるもの)をいう。(以下同じ。)

ロ 長期保有価証券(満期まで所有する意図をもつて保有する債券をいう。以下同じ。)その他の流動資産又は外部出資に属しない有価証券をいう。)

ハ 長期前払費用

ニ 次に掲げる繰延税金資産

(1) 有形固定資産、無形固定資産若しくは外部出資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金資産

(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であつて、一年内に取り崩されると認められないもの

ホ その他の資産であつて、外部出資その他の資産に属する資産とすべきもの

ヘ その他の資産であつて、流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属しないもの

オ 成立の日における貸借対照表組合の成立の日

メ 繰延資産として計上することが適當であると認められるもの

ホ 前項に規定する「一年内」とは、次の各号に掲げる貸借対照表の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して一年以内の日をいう(次条において同じ。)

ハ 成立の日における貸借対照表組合の成立の日

ニ 事業年度に係る貸借対照表事業年度の末日の翌日

三 第三十九条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

四 第三十九条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。

五 第三十九条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

六 第三十九条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

七 第三十九条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

八 第三十九条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

九 第三十九条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

十 第三十九条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

十一 第三十九条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

十二 第三十九条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

十三 第三十九条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

十四 第三十九条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

十五 第三十九条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

十六 第三十九条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

十七 第三十九条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

十八 第三十九条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

十九 第三十九条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

二十 第三十九条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

二十一 第三十九条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

二十二 第三十九条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

二十三 第三十九条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

二十四 第三十九条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

二十五 第三十九条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

二十六 第三十九条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

二十七 第三十九条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

二十八 第三十九条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

二十九 第三十九条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であつて、一年内に取り崩されると認められるもの	二 次に掲げる負債 固定負債 イ 長期借入金（一年内に返済されないと認められる借入金（前号ホに掲げる転貸借入金を除く。）をいう。） ロ 引当金（資産に係る引当金及び前号ニに掲げる引当金を除く。） ハ 次に掲げる繰延税金負債 (1) 有形固定資産、無形固定資産若しくは外部出資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金負債 (2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であつて、一年内に取り崩されると認められないもの 二 その他の負債であつて、流動負債に属しないもの (純資産の部の区分)
第四十条 純資産の部は、次の各号に定める項目に区分しなければならない。	二 組合員資本 一 評価・換算差額等 二 組合員資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、第二号に掲げる項目は、控除項目とする。
一 組合員資本 二 評価・換算差額等 三 資本剰余金 四 利益剰余金 五 資本剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。 一 資本準備金（準用協同組合法第十五条に規定する加入金その他これに準ずるものをいう。） 二 その他資本剰余金	一 出資金 二 未払込出資金 三 資本剰余金 四 利益剰余金 五 資本剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。 一 利益準備金（準用協同組合法第五十八条第一項に規定する準備金をいう。以下同じ。） 二 その他利益剰余金
六 第三項第二号に掲げる項目は、適当な名称を付した項目に細分することができる。 一 教育情報費用繰越金（準用協同組合法第五十八条第四項に規定する繰越金をいう。以下同じ。） 二 組合積立金（前号以外の任意積立金をいう。以下同じ。） 三 当期末処分剰余金（又は当期末処理損失金）	一 利益剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。 一 利益準備金（準用協同組合法第五十八条第一項に規定する準備金をいう。以下同じ。） 二 その他利益剰余金
七 前項第二号に掲げる項目は、その内容を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない	一 利益準備金（準用協同組合法第五十八条第一項に規定する準備金をいう。以下同じ。） 二 その他利益剰余金
八 第六項第三号に掲げる項目については、当期剰余金又は当期損失金を付記しなければならない。	九 評価・換算差額等に係る項目は、その他有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び子会社の株式以外の有価証券をいう。以下同じ。）の評価差額をいう。）その他適当な名称を付した項目に細分しなければならない。 (貸倒引当金等の表示)

第四十一条 各資産に係る引当金は、次項の規定による場合のほか、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもつて表示しなければならない。ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、外部出資その他の資産又は繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。	2 各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。
第四十二条 各有形固定資産に対する減価償却累計額の表示	第四十二条 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、次項の規定による場合のほか、当該各形固定資産の項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもつて表示しなければならない。ただし、これらの有形固定資産に対する減損損失累計額の表示
第四十三条 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減損損失累計額は、当該各有形固定資産の項目をもつて表示することができる。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することができる。	2 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示することができる。
第四十四条 各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各無形固定資産の金額として表示しなければならない。	3 前条第一項及び前項の規定により減価償却累計額及び減損損失累計額を控除項目として表示する場合には、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して、減価償却累計額の項目をもつて表示することができる。
第四十五条 外部出資のうち、子会社出資（子会社の株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。）又は持分をいう。）がある場合は、当該項目を区分して表示しなければならない。 (外部出資の表示)	2 流動資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。 3 固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、この差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。
第四十六条 各繰延資産に対する償却累計額は、当該各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示しなければならない。 (損益計算書の通則)	4 第四十六条 各事業年度ごとに組合が作成すべき損益計算書（準用協同組合法第四十条第二項（準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の損益計算書をいう。以下同じ。）については、この条から第五十六条までに定めるところによる。
第四十七条 各繰延資産に対する償却累計額は、当該各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示しなければならない。 (損益計算書の表示)	5 第四十七条 各事業年度ごとに組合が作成すべき損益計算書（準用協同組合法第四十条第二項（準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の損益計算書をいう。以下同じ。）については、この条から第五十六条までに定めるところによる。
第四十八条 各事業年度ごとに組合が作成すべき損益計算書（準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の損益計算書をいう。以下同じ。）については、この条から第五十六条までに定めるところによる。	6 第四十八条 各事業年度ごとに組合が作成すべき損益計算書（準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の損益計算書をいう。以下同じ。）については、この条から第五十六条までに定めるところによる。
第四十九条 損益計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。この場合において、各項目について細分することが適當な場合には、適當な項目に細分することができる。	7 第四十九条 損益計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。この場合において、各項目について細分することが適當な場合には、適當な項目に細分することができる。
一 事業収益	一 事業収益

二 賦課金等収入（準用協同組合法第十二条第一項の規定に基づき徴収したもの）をいう。以下同じ。）

三 事業費用

四 一般管理費

五 事業外収益

六 純利益

七 特別利益

八 特別損失

2 事業収益に属する収益は、売上高、受取手数料、受取施設利用料、受取貸付利息、受取保管料、受取検査料その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。

3 賦課金等収入に属する収益は、賦課金収入、参加料収入、負担金収入その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。

4 事業費用に属する費用は、売上原価、販売費、購買費、生産・加工費、運送費、転貸支払利息その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。

5 一般管理費に属する費用は、人件費、業務費、諸税負担金その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。

6 事業外収益に属する収益は、受取利息（法第十七条第一項第一号の事業として受け入れたものを除く）、外部出資に係る出資配当金の受入額その他の項目に細分しなければならない。

7 事業外費用に属する費用は、支払利息（法第十七条第一項第一号の事業として支払われたものを除く）、創立費償却、寄付金その他の項目に細分しなければならない。

8 特別利益に属する利益は、固定資産売却益、補助金収入（経常的経費に充てるべきものとして交付されたものを除く）、前期損益修正益その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。

9 特別損失に属する損失は、固定資産売却損、固定資産圧縮損、減損損失、災害による損失、前一期損益修正損その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。

10 第二項から前項までの規定にかかるわらず、第二項から前項までに規定する各収益若しくは費用又は利益若しくは損失のうち、その金額が重要なものについては、当該収益若しくは費用又は利益若しくは損失を細分しないこととすることができる。

11 組合が二以上の異なる種類の事業を行っている場合には、第一項第一号から第四号までに掲げる収益又は費用は、事業の種類ごとに区分することができる。

12 損益計算書の各項目は、当該項目に係る収益若しくは費用又は利益若しくは損失を示す適當な名称を付さなければならない。

（事業総損益金額）

第五十条 事業収益に賦課金等収入を加算して得た額から事業費用を減じて得た額（以下「事業総損益金額」という。）は、事業総利益金額として表示しなければならない。

2 組合が二以上の異なる種類の事業を行っている場合には、事業総利益金額は、事業の種類ごとに区分し表示することができる。

3 前二項の規定にかかるわらず、事業総利益金額が零未満である場合には、零から事業総利益金額を減じて得た額を、事業総損失金額として表示しなければならない。

（事業総損益金額）

第五十一条 事業総損益金額（当該金額が二以上ある場合には、その合計額）から一般管理費の合計額を減じて得た額（以下「事業損益金額」という。）は、事業利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかるわらず、事業損益金額が零未満である場合には、零から事業損益金額を減じて得た額を、事業損失金額として表示しなければならない。

3 「経常損益金額」という。）は、経常利益金額として表示しなければならない。

第五十二条 事業損益金額に事業外収益を加算して得た額から事業外費用を減じて得た額（以下「経常損益金額」という。）は、経常利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかるわらず、経常損益金額が零未満である場合には、零から経常損益金額を減じて得た額を、経常損失金額として表示しなければならない。

（税引前当期純損益金額）

第五十三条 経常損益金額に特別利益を加算して得た額から特別損失を減じて得た額（以下「税引前当期純利益金額」という。）は、税引前当期純利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかるわらず、税引前当期純利益金額が零未満である場合には、零から税引前当期純損益金額を減じて得た額を、税引前当期純損失金額として表示しなければならない。

（税等）

第五十四条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもつて、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に表示しなければならない。

1 当該事業年度に係る法人税等（法人税、住民税及び事業税をいう。以下同じ。）

2 法人税等調整額（税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。）の適用により計上される前号に掲げる法人税等の調整額をいう。）

3 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、前項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した項目をもつて表示するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合は、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

4 当期純損益金額（当期純損益金額）

第五十五条 第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を減じて得た額（以下「当期純損益金額」という。）は、当期純利益金額として表示しなければならない。

1 税引前当期純損益金額

2 前条第二項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）において、還付税額があるときは、当該還付税額

3 前条第一項各号に掲げる項目の金額

4 前条第二項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）において、納付税額があるときは、当該納付税額

5 前項の規定にかかるわらず、当期純損失金額が零未満である場合には、零から当期純損益金額を減じて得た額を、当期純損失金額として表示しなければならない。

（貸倒引当金繰入額の表示）

第五十六条 貸倒引当金の繰入額及び貸倒引当金残高の取崩額について、その差額のみを貸倒引当金繰入額又は貸倒引当金入益としてそれぞれ次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

1 貸倒引当金繰入額の表示

2 前項の規定にかかるわらず、当期純損益金額が零未満である場合には、零から当期純損益金額を減じて得た額を、当期純損失金額として表示しなければならない。

（貸倒引当金入益特別利益）

1 貸倒引当金繰入額次に掲げる項目

2 事業上の取引に基づいて発生した債権に係るもの 事業費用

3 事業上の取引以外の取引に基づいて発生した債権に係るもの 事業外費用

（剩余金処分案又は損失処理案の通則）

第五十七条 各事業年度ごとに組合が作成すべき剩余金処分案又は損失処理案については、この条から第五十九条までに定めるところによる。

2 当期末処分損益金額と組合積立金の取崩額の合計額が零を超える場合であつて、かつ、剩余额の処分がある場合には、次条の規定により剩余金処分案を作成しなければならない。

3 前項以外の場合には、第五十九条の規定により損失処理案を作成しなければならない。

（剩余金処分案の区分）

第五十八条 剩余金処分案は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

- 一 当期末処分剰余金又は当期末処理損失金
- 二 組合積立金取崩額（一定の目的のために積み立てた組合積立金について当該目的に従つて取り崩した額を除く。以下同じ。）
- 三 剰余金処分額
- 四 次期繰越剰余金
- 2 前項第一号の当期末処分剰余金又は当期末処理損失金は、次に掲げる項目に区分しなければならない。
- 一 当期純利益金額又は当期純損失金額
- 二 前期繰越剰余金又は前期繰越損失金額
- 3 第一項第二号の組合積立金取崩額は、当該積立金の名称を付した項目に細分しなければならない。
- 4 第一項第三号の剰余金処分額は、次に掲げる項目に区分しなければならない。
- 一 利益準備金
- 二 組合積立金
- 三 教育情報費用繰越金
- 四 出資配当金（準用協同組合法第五十九条第二項の規定により払込済み出資の額に応じなされる配当金をいう。）
- 五 利用分量配当金
- 6 5 前項第二号の組合積立金は、当該積立金の名称を付した項目に細分しなければならない。
- 6 第四項第五号の利用分量配当金は、組合が二以上の異なる種類の配当を行う場合には、当該配当の名称を示した項目に細分しなければならない。
- 第五十九条 損失処理案は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。
- 一 当期末処理損失金
- 二 損失でん補取崩額
- 三 次期繰越損失金
- 2 前項第一号の当期末処理損失金は、次に掲げる項目に区分しなければならない。
- 一 当期純損失金額又は前期純利益金額
- 2 前期純損失金又は前期繰越剰余金
- 3 第一項第二号の損失でん補取崩額は、次に掲げる項目に区分しなければならない。
- 一 組合積立金取崩額
- 二 利益準備金取崩額
- 三 資本剰余金取崩額
- 4 前項第一号の組合積立金取崩額は、当該積立金の名称を付した項目に細分しなければならない。
- （事業報告書の通則）
- 第六十条 各事業年度ごとに組合が作成すべき事業報告書（準用協同組合法第四十条第二項（準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の事業報告書をいう。以下同じ。）については、この条から第六十三条までに定めるところによる。
- （事業報告書の内容）
- 第六十一条 事業報告書は、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
- 一 組合の事業活動の概況に関する事項
- 二 組合の運営組織の状況に関する事項
- 三 その他組合の状況に関する重要な事項（決算関係書類の内容となる事項を除く。）
- （組合の事業活動の概況に関する事項）
- 第六十二条 前条第一号に掲げる組合の事業活動の概況に関する事項とは、次に掲げる事項（当該組合が二以上の異なる種類の事業を行っている場合には、主要な事業別に区分された事項）とす

- 一 当該事業年度の末日における主要な事業内容
- 二 当該事業年度における事業の経過及びその成果
- 三 当該事業年度における次に掲げる事項についての状況（重要なものに限る。）
- イ 増資及び資金の借入れその他の資金調達
- ロ 組合が所有する施設の建設又は改修その他の設備投資
- ハ 他の法人との業務上の提携
- 二 他の会社を子会社とすることとなる場合における当該他の会社の株式又は持分の取得又は処分
- ホ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け、合併（当該合併後当該組合が存続するものに限る。）その他の組織の再編成
- 四 直前三事業年度（当該事業年度の末日において三事業年度が終了していない組合にあつては、成立後の各事業年度）の財産及び損益の状況
- 五 対処すべき重要な課題
- 六 前各号に掲げるもののほか、当該組合の現況に関する重要な事項
- （組合の運営組織の状況に関する事項）
- 第六十三条 第六十一条第二号に掲げる組合の運営組織の状況に関する事項とは、次に掲げる事項とする。
- 一 前事業年度における総会の開催状況に関する事項
- イ 開催日時
- ロ 出席した組合員（又は総代）の数
- ハ 重要な事項の議決状況
- 二 組合員に関する次に掲げる事項
- イ 組合員の数及びその増減
- ロ 組合員の出資口数及びその増減
- 三 役員（直前の通常総会の日の翌日以降に在任していた者であつて、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる事項
- イ 役員の氏名
- ロ 役員の当該組合における職制上の地位及び担当
- ハ 役員が他の法人等の代表者その他これに類する者であるときは、その重要な事実
- ニ 役員の氏名
- （1） 当該役員の氏名
- （2） 準用協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百四十五条第一項の意見があつたときは、その意見の内容
- （3） 準用協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百四十五条第一項の理由があるときは、その理由
- イ 職員の数及びその増減その他の職員の状況
- 四 業務運営の組織に関する次に掲げる事項
- イ 当該組合の内部組織の構成を示す組織図（事業年度の末日後に変更があつた場合には、当該変更事項を反映させたもの）
- ロ 当該組合と緊密な協力関係にある組合員が構成する組織がある場合には、その主要なものの大要
- 六 在地 主たる事務所、從たる事務所及び組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所
- 七 子会社の状況に関する次に掲げる事項
- イ 子会社の区分ごとの重要な子会社の商号又は名称、代表者名及び所在地

ロイに掲げるものの資本金の額、当該組合の保有する議決権の比率及び主要な事業内容その他の子会社の概況

八 前各号に掲げるもののほか、当該組合の運営組織の状況に関する重要な事項

(決算関係書類及び事業報告書の監査の通則)

第六十四条 準用協同組合法第四十条第五項(準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。)の規定による監査については、この条から第六十七条规定までに定めるところによる。

二 前項の監査には、決算関係書類及び事業報告書に表示された情報と決算関係書類及び事業報告書に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。

(監事の決算関係書類に係る監査報告の内容)

第六十五条 監事は、決算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 決算関係書類(剩余金処分案又は損失処理案を除く。)が当該組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

三 剩余金処分案又は損失処理案が法令又は定款に適合しているかどうかについての意見

四 剩余金処分案又は損失処理案が当該組合の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるときは、その旨

五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

六 追記情報

七 監査報告を作成した日

二 前項第六号に規定する追記情報とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は決算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 正當な理由による会計方針の変更

二 重要な偶発事象

三 重要な後発事象

(監事の事業報告書に係る監査報告の内容)

第六十六条 監事は、事業報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監査の方法及びその内容

二 事業報告書が法令又は定款に従い当該組合の状況を正しく示しているかどうかについての意見

三 当該組合の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたときは、その事実

四 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

五 監査報告を作成した日

二 前項の規定にかかわらず、監査権限限定期組合(準用協同組合法第二十七条第八項に規定する組合をいう。)の監査は、前項各号に掲げる事項に代えて、事業報告書を監査する権限がないことを明らかにした監査報告を作成しなければならない。

(監事の監査報告の通知期限等)

第六十七条 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、第六十五条第一項及び前条第一項に規定する監査報告の内容を通知しなければならない。

一 決算関係書類及び事業報告書の全部を受領した日から四週間を経過した日

二 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日

三 決算関係書類及び事業報告書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監査の監査を受けたものとする。

前項の規定にかかるわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をすべき場合には、当該通知をすべき日に、決算関係書類及び事業報告書について告書については、監事の監査を受けたものとみなす。

4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合(当該通知を受ける者として定められた者)

二 前号に掲げる場合以外の場合(監査を受けるべき決算関係書類及び事業報告書の作成に関する業務を行つた理事)

三 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第一項の規定による通知をすべき監事を定めた場合(当該通知をすべき者として定められた者)

二 前号に掲げる場合以外の場合(すべての監事)

(決算関係書類の組合員への提供)

第六十八条 準用協同組合法第四十条第七項(準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。)の規定により組合員に対して行う提供決算関係書類(次の各号に定めるものをいう。以下この条において同じ。)の提供に関しては、この条の定めるところによる。

一 決算関係書類

二 決算関係書類に係る監査の監査報告があるときは、当該監査報告(二以上の監事が存する組合の各監事の監査報告の内容(監査報告を作成した日を除く。)が同一である場合にあつては、下この条において同じ。)の提供に関しては、この条の定めるところによる。

三 前条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録

二 通常総会の招集通知(準用協同組合法第四十九条第一項の招集に係る通知をいう。以下同じ。)を次の各号に掲げる方法により行う場合にあつては、提供決算関係書類は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。

三 前条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録

一 提供決算関係書類に係る監査の監査報告(二以上の監事が存する組合の各監事の監査報告の内容(監査報告を作成した日を除く。)が同一である場合にあつては、下この条において同じ。)の提供に関しては、この条の定めるところによる。

二 提供決算関係書類が書面をもつて作成されている場合(当該書面に記載された事項を記載した書面又は電磁的記録

一 提供決算関係書類が書面をもつて作成されている場合(当該書面に記載された事項の電磁的記録を記載した書面の提供)

二 電磁的方法による提供(次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法による提供)

イ 提供決算関係書類が書面をもつて作成されている場合(当該書面に記載された事項の電磁的記録を記載した書面の提供)

ロ 提供決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されている場合(当該電磁的記録に記録された事項の電磁的方法による提供)

三 提供決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されている場合(当該電磁的記録に記録された事項の電磁的方法による提供)

四 提供決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されている場合(当該電磁的記録に記録された事項の電磁的方法による提供)

五 提供決算関係書類を提供する際には、当該事業年度より前の事業年度に係る決算関係書類に表示すべき事項(以下この項において「過年度事項」という。)を併せて提供することができる。

この場合において、提供決算関係書類の提供をする時における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る通常総会において承認又は報告をしたものと異なるものとなつているときは、修正後の過年度事項を提供することを妨げない。

理事は、決算関係書類の内容とすべき事項について、通常総会の招集通知を発出した日から通常総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を組合員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

(事業報告書の組合員への提供)

第六十九条 準用協同組合法第四十条第七項(準用協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。)の規定により組合員に対して行う提供事業報告書(次の各号に定めるものをいう。以下この条において同じ。)の提供に関しては、この条の定めるところによる。

一 事業報告書

二 事業報告書に係る監事の監査報告があるときは、当該監査報告（二以上の監事が存する組合の各監事の監査報告の内容（監査報告を作成した日を除く。）が同一である場合にあつては、同一又は二以上の監事の監査報告）
三 第六十七条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録
2 通常総会の招集通知を次の各号に掲げる方法により行う場合には、提供事業報告書は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。
一 書面の提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法
イ 提供事業報告書が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提供
ロ 提供事業報告書が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の提供
二 電磁的方法による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法による提供 提供事業報告書が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供
ロ 提供事業報告書が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記録された事項の電磁的方法による提供
3 事業報告書に表示すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、通常総会に係る招集通知を発出する時から通常総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により組合員が提供を受けることができる状態に置く措置（第十二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によつて行われるものに限りない）をとる場合における前項の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により組合員に対し提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款のある場合に限る。
一 第六十二条第一号から第五号まで及び第六十三条第一号から第七号までに掲げる事項
二 事業報告書に表示すべき事項（前号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監事が異議を述べている場合における当該事項
4 前項の場合には、理事は、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイアルに当該情報を記録する通知すべき旨を理事に請求したときは、理事は、その旨を組合員に対し通知しなければならない。
5 第三項の規定により事業報告書に表示した事項の一部が組合員に対して第二項各号に定める方法により提供したものとみなされた場合において、監事が、現に組合員に対して提供される事業報告書が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告書の一部であることを組合員に対して通知すべき旨を理事に請求したときは、理事は、その旨を組合員に対し通知しなければならない。
六 理事は、事業報告書の内容とすべき事項について、通常総会の招集通知を発出した日から通常総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を組合員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。（会計帳簿の通則）
第七十条 準用協同組合法第四十一条第一項の規定により組合が作成すべき会計帳簿の作成に関する事項については、この条から第七十四条までに定めるところによる。（資産の評価）
第七十一条 資産については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。

2 債却すべき資産については、事業年度の末日（事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあつては、その日。以下この条及び次条において同じ。）において、相当の償却をしなければならない。
3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。
一 事業年度の末日における時の取得原価より著しく低い資産（当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。）事業年度の末日における時価
二 事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産 その時の取得原価から相当の減額をした額
3 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。
4 一 債権については、その取得価額が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正価格を付すことができる。
二 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。
一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より低い資産
二 市場価格のある資産（満期保有目的の債券を除く。）
三 前二号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すこととが適当な資産
（負債の評価）
第七十二条 負債については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。
1 一 次に掲げるもののほか将来の費用又は損失（収益の控除を含む。以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金
2 二 次に掲げる負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。
一 一 次に掲げるもののほか将来の費用又は損失（収益の控除を含む。以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金
2 二 次に掲げる負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。
一 イ 退職給付引当金（使用者が退職した後に当該使用者に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）
二 ロ 収品調整引当金（常時、販売する棚卸資産につき、当該販売の際の価額による買戻しに係る特約を結んでいる場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）
二 前号に掲げる負債のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すこととが適当な負債
（設立時の出資金の額）
第七十三条 組合の設立（合併による設立を除く。以下この条において同じ。）時の出資金の額は、設立時に組合員にならうとする者が設立に際して引き受ける出資口数に出资一口の金額を乗じて得た額とする。
1 一 新たに組合員にならうとする者が準用協同組合法第十五条の規定により組合への加入に際して出資を受けた場合 当該引受出資口数に出資一口の金額を乗じて得た額

二 組合員が出資口数を増加させるために出資を受けた場合 当該増加する出資口数に出資
 一 口の金額を乗じて得た額

2 前項の出資金の増加額から、同項各号に掲げる者が履行した出資により組合に対し既に払込み
 又は給付がされた財産の価額を控除した額は、未払込出資金の科目に計上するものとする。

3 組合の出資金の減少額は、次の各号に掲げる場合ごとに、当該各号に定める額とする。
 一 組合が準用協同組合法第十八条又は第十九条第一項第一号から第三号までの規定により脱退
 する組合員に対して持分の払戻しをする場合 当該脱退する組合員の引受出資口数に出資一口
 の金額を乗じて得た額

二 準用協同組合法第二十三条第一項の規定により組合員が出資口数を減少させる場合 当該減
 少する出資口数に出資一口の金額を乗じて得た額

三 組合が準用協同組合法第五十六条第一項に規定する出資一口の金額の減少を決議した場合
 出資一口の金額の減少額に総出資口数を乗じて得た額

(総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法)

第七十五条 準用協同組合法第四十七条规定(準用協同組合法第六十九条において準用する場合
 を含む)の農林水産省令で定める方法は、第十二条第一項第二号に掲げる方法とする。

(総会招集の承認の申請)

第七十六条 準用協同組合法第四十八条の規定により総会の招集の承認を受けようとする者は、別
 記第九号様式による申請書一通に、それぞれ組合員の名簿及び組合員の総数の五分の一(これを
 下回る割合を定款で定めた場合には、その割合)以上の同意を得たことを証する書面を添
 え、農林水産大臣に提出しなければならない。
 (規約等の変更の総会の決議を要しない事項)

第七十七条 準用協同組合法第五十一条第四項の農林水産省令で定める事項は、関係法令の改正
 (条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。)に伴う規定の整
 理とする。
 (役員の説明義務)

第七十八条 準用協同組合法第五十三条の二(準用協同組合法第六十九条において準用する場合を
 含む)の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 組合員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合(次
 に掲げる場合を除く。)
 イ 当該組合員が総会の日より相当の期間前に当該事項を組合に対して通知した場合
 ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

二 組合員が説明を求めた事項について説明をすることにより組合その他の者(当該組合員を除
 く。)の権利を侵害することとなる場合

三 組合員が当該総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

四 前三号に掲げる場合のほか、組合員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正
 当な理由がある場合

(総会の議事録)

第七十九条 準用協同組合法第五十三条の四第一項の規定による総会の議事録は、書面又は電磁的
 記録をもつて作成しなければならない。
 一 総会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事若しくは監事又は組合員が総会に
 出席をした場合における当該出席の方法を含む。)
 二 総会の議事の経過の要領及びその結果
 三 次に掲げる規定により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発
 言の内容の概要

イ 準用協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百四十五条第一項
 ロ 準用協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百四十五条第一項

ハ 準用協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十四条
 ニ 準用協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十七条第三項
 ホ 準用協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第三項
 四 総会に出席した理事又は監事の氏名
 五 総会の議長の氏名
 六 議事録を作成した理事の氏名
 (組合の解散の届出)

第八十条 準用協同組合法第六十二条第二項の規定により解散の届出をしようとする組合は、別記
 第十号様式による届書一通を農林水産大臣に提出しなければならない。
 (吸収合併消滅組合の事前開示事項)

第八十一条 準用協同組合法第六十三条の四第一項の吸収合併契約の内容その他農林水産省令で定
 める事項は、次に掲げる事項とする。

一 準用協同組合法第六十三条の二第三号及び第四号に掲げる事項についての定め(当該定めが
 不ない場合は、当該定めがないこと)の相当性に関する事項

二 吸収合併存続組合(準用協同組合法第六十三条の二第一号に規定する吸収合併存続組合をい
 う。以下同じ。)の定款の定め

三 吸収合併存続組合についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監査報告(最終
 事業年度がない場合は、吸収合併存続組合の成立の日における財産目録及び貸借対
 照表)の内容

ロ 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併存続組合の成立の
 日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える
 事象が生じたときは、その内容(吸収合併契約等備置開始日(準用協同組合法第六十三条
 の四第一項各号に掲げる日のいずれか早い日をいう。以下この条において同じ。)後吸収合
 併(準用協同組合法第六十三条の二に規定する吸収合併をいう。以下同じ。)の効力が生ず
 る日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事
 業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

四 吸収合併消滅組合(準用協同組合法第六十三条の二第一号に規定する吸収合併消滅組合をい
 う。以下同じ。)(解散又は準用協同組合法第六十九条において準用する会社法第四百七十五条
 (第二号に係る部分に限る。)の規定により清算をする組合(以下「清算組合」という。)を除
 く。)において最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合は、吸収合併消滅組合
 の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響
 を与える事象が生じたときは、その内容(吸収合併契約等備置開始日後吸収合併の効力が生ず
 る日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事
 業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

五 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続組合の債務の履行の見込みに関する
 事項

六 吸収合併契約等備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該
 (組合員及び債権者に対する電磁的方法による吸収合併契約等の提供の方法)

第八十二条 準用協同組合法第六十三条の四第二項第四号の農林水産省令で定めるものは、吸収合
 併合併消滅組合の定めたものとする。

(吸収合併存続組合の事前開示事項)

第八十三条 準用協同組合法第六十三条の五第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事
 項とする。

一 準用協同組合法第六十三条の二第三号及び第四号に掲げる事項についての定め(当該定めが
 不ない場合は、当該定めがないこと)の相当性に関する事項

三 純資産
4 処分価格を付すことが困難な資産がある場合には、第一項の貸借対照表には、当該資産に係る財産評価の方針を注記しなければならない。

(決算報告)

第八十九条 準用協同組合法第六十九条において準用する会社法第五百七条第一項の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。

一 債権の取立て、資産の処分その他の行為によつて得た収入の額

二 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額

三 残余財産の額（支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額）

四 出資一口当たりの分配額

2 前項第四号に掲げる事項については、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 残余財産の分配を完了した日

二 残余財産の全部又は一部が金銭以外の財産である場合には、当該財産の種類及び価額

(各清算事業年度に係る事務報告書)

第九十条 準用協同組合法第六十九条において準用する準用協同組合法第四十条第二項の規定により、清算組合が作成すべき事務報告書は、清算に関する事務の執行の状況に係る重要な事項をそなへてしなければならない。

(不服の申出)

第九十一条 準用協同組合法第一百四条第一項の規定により不服の申出をしようとする者は、別記第十一号様式による申出書に、組合員であることを証する書面を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

(検査の請求)

第九十二条 準用協同組合法第一百五条第一項の規定により組合に対する検査を請求しようとする者は、別記第十二号様式による請求書に、組合員の名簿及びその総数の十分の一以上の同意を得たことを証する書面を添えて農林水産大臣に提出しなければならない。

(決算関係書類の提出)

第九十三条 準用協同組合法第一百五条の二の規定により同条に規定する書類を提出しようとする組合は、別記第十三号様式による提出書一通に、それぞれ当該書類及び当該書類を提出した総会又は総代会の議事録の謄本を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

2 組合は、やむを得ない理由により準用協同組合法第一百五条の二第一項に規定する期間内に前項の書類の提出をすることができない場合には、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

3 組合は、前項の規定による承認を受けようとするときは、別記第十四号様式による申請書に理由書を添えて農林水産大臣に提出しなければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした組合が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。
(身分を示す証票)

第九十四条 法第二十一条第二項の証票の様式は、別記第十五号様式とする。

1 この省令は、法の施行の日（昭和二十九年十二月一日）から施行する。

附 則（昭和三一年五月三一日農林省令第二四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三一年九月二八日農林省令第四四号）
附 則（昭和三一年九月二八日農林省令第四四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三五年八月一二日農林省令第三三号）
この省令は、昭和三十五年八月十六日から施行する。

附 則（昭和三八年三月二七日農林省令第一八号）
この省令は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和三九年四月一日農林省令第一三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四〇年四月一日農林省令第一四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年五月一五日農林省令第二二号）
この省令は、昭和四一年五月一五日から施行する。

附 則（昭和四五年一月二三日農林省令第二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四八年一〇月二四日農林省令第六四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年一月九日農林省令第六〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年九月二十五日農林省令第四一號）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年三月五日農林省令第六四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年五月二〇日農林省令第二〇号）
この省令は、昭和五一年七月一日から施行する。

附 則（昭和五一年五月二十五日農林省令第三三号）
この省令は、昭和五一年七月二十五日から施行する。

附 則（昭和五三年五月一五日農林省令第三三号）
この省令は、昭和五三年五月十五日から施行する。

附 則（昭和五三年七月五日農林省令第四九号）
この省令は、昭和五三年七月五日から施行する。

附 則（昭和五四年一月二六日農林水産省令第五三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五五年一月二六日農林水産省令第五三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年一月二六日農林水産省令第五三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年一月二六日農林水産省令第五三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年一月二六日農林水産省令第五三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年一月二六日農林水産省令第五三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年七月九日農林水産省令第四九号）
この省令は、地方公共団体の執行機関が國の機關として行う事務の整理及び合理化に関する法律附則第一条第四号に定める日（昭和六十二年一月二十六日）から施行する。

附 則（平成元年六月六日農林水産省令第二七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年七月九日農林水産省令第四九号）
この省令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律の施行の日（平成九年七月二十日）から施行する。

附 則（平成二年一月三一日農林水産省令第五三号）
この省令は、公布の日から施行する。

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二年九月一日農林水産省令第八二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。</p> <p>附 則 (平成一三年三月二二日農林水産省令第五九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第三条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた承認等の処分その他の行為（以下「承認等の行為」という。）又はこの省令の施行の際に改正前とのそれぞれの省令の規定によりされている承認等の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）は、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた承認等の行為又は申請等の行為とみなす。</p> <p>附 則 (平成一三年三月二六日農林水産省令第六六号)</p> <p>この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。</p> <p>附 則 (平成一四年三月二七日農林水産省令第一八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十八年五月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>附 則 (平成一八年四月二七日農林水産省令第四〇号)</p> <p>この省令は、平成十八年五月一日から施行する。</p> <p>第一条 この省令は、平成十八年五月一日から施行する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 この省令の施行前に到来した決算期及びこの省令の施行後最初に到来する決算期に係る決算関係書類及び事業報告書の作成については、この省令の施行後も、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成二〇年一一月二八日農林水産省令第七三号) 抄</p> <p>この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日（平成二十年十一月一日）から施行する。</p> <p>第一条 この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。</p> <p>附 則 (平成二七八年三月三〇日農林水産省令第二二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成三年三月一九日農林水産省令第一六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成三十一年七月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。</p> <p>附 則 (令和二年七月八日農林水産省令第四九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。</p> <p>附 則 (令和二年一二月二一日農林水産省令第八三号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 この省令の施行の際にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。</p> <p>2 この省令の施行の際にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。</p> <p>附 則 (令和五年一二月二八日農林水産省令第六三号) 抄</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>第一条 この省令による改正前の様式（次項において「旧様式」とい</p> <p>う。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。</p> <p>2 この省令の施行の際にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。</p> <p>附 則 (令和五年一二月二八日農林水産省令第六三号) 抄</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別記

第1号様式（第4条関係）（日本産業規格B.5）（昭文集令7・全
文、昭和24・昭和25年4月1日施行）平成6年1月1日・平成6年4月1日・昭和63年4月1日施行
本規格登録申請書

年月日

郵便局長知事

姓
氏名又は名称及び代表者氏名

年月日

郵便局長知事

姓
氏名又は名称及び代表者氏名

年月日

輸出水産業の振興に関する法律第3条の2第1項の規定によ
り、下記事業場の登録を申請します。

記

- 1 氏名又は名称及び住所
 - 2 事業場の名称及び所在地（主たる拠点地）
 - 3 製造する輸出水産業の種類
 - 4 製造施設の構造及び能力
 - 5 主任技師者の氏名及格相当業務
 - 6 輸出水産業の振興に関する法律規則第7条各項に規定す
る事項
- 備考 4については、本則第5条に規定する製造施設について
記載すること。

別記

第2号様式（第11条関係）

昭和63年4月1日・昭和63年6月1日・昭和63年6月1日
上・一般社団法人水産会議・一般社団法人漁業会議・田淵三幸株式会社

登録申請書記載事項変更届

年月日

郵便局長知事

姓
氏名又は名称及び代表者氏名

年月日

上記事業場に係る登録申請書記載事項について下記のとおり
変更が生じたので、輸出水産業の振興に関する法律第3条の4第
1項の規定により、届け出ます。

記

- 1 変更した事項
- 2 変更した年月日

第5号様式（第14条関係）（昭32農令第1号・昭33農令第1号・昭35農令第1号改
正）平成2年4月9日第7号様式修正・昭35年4月2日農水省・一部改定、平成2年4月19日第8号様式修正・昭35年4月2日農水省・一部改定、

輸出水産業組合法改定認可申請書 年 月 日

農林水産大臣 聞
輸出水産業組合の名前
輸出水産業組合を代表する理事

氏名

輸出水産業の振興に資する法律規範の規定により、定期の変更
の認可を受けるので、下記書類を添えて申請します。
記

- 1 変更しようとする場所を記載した書面
- 2 変更の理由を記載した書面
- 3 変更を審査した総会（総代会）の議事録の原本

第6号様式（第15条関係）（昭32農令第1号・昭33農令第1号・昭35農令第1号改
正）平成2年4月9日第8号様式修正・昭35年4月2日農水省・一部改定、

主原料購入事業認可申請書 年 月 日

農林水産大臣 聴
輸出水産業組合の名前
輸出水産業組合を代表する理事

氏名

輸出水産業の振興に資する法律規範の規定により、主原
料の購入事業の認可を受けないので、下記の書類を添えて申請しま
す。
記

- 1 購入事業の計画を記載した書面
- 2 購入事業を必要とする理由を記載した書面

第7号様式（第16条関係）(昭32年令第17号・昭33年令第1号・昭34年令第2号)

平成6年5月1日・一部改正、平成6年6月19・昭33年令第1号・昭34年令第2号

令2号水会正・一部改正、平成6年6月19・昭33年令第1号・昭34年令第2号

主原料購入事業規制書類記載事項変更認可申請書

年 月 日

農林水産大臣 聞

輸出水産業組合の名前

輸出水産業組合を代表する理事

氏名

輸出水産業の振興に資する法律第1項の規定により、輸出

水産業の振興に関する法律施行規則第35条の規定により提出した書類の記載事項の変更の認可を受けたもので、下記の書類を添えて申請します。

記
輸出水産業組合を記載した書面

1 变更しようとする箇所を記載した書面

2 変更の理由を記載した書面

第8号様式（第21条関係）(昭32年令第17号・昭33年令第1号・昭34年令第2号)

平成6年5月1日・一部改正、平成6年6月19・昭33年令第1号・昭34年令第2号

令2号水会正・一部改正、平成6年6月19・昭33年令第1号・昭34年令第2号

主原料購入事業規制書類記載事項変更認可申請書

年 月 日

農林水産大臣 聴

輸出水産業組合の名前

輸出水産業組合を代表する理事

氏名

輸出水産業の振興に資する法律第1項の規定により、輸出

水産業の振興に関する法律施行規則第35条の規定により提出した書類の記載事項の変更の認可を受けたもので、下記の書類を添えて申請します。

記
輸出水産業組合を記載した書面

1 変更による役員の氏名（住所）を記載した書面

2 変更の理由を記載した書面

第9号様式（第76条関係）（昭52年令第10号・昭53年令第5号・一部改正、平成2年、平成9年、平成19年、平成29年・昭和34年法律第14号・一部改正、平成2年、平成19年、平成29年・昭和34年法律第14号・一部改正、今後も承認・一部改正）

輸出水産業組合総会招致部中附書 年 月 日

農林水産大臣 聞

組合の承認文

組合員の住所

所及び氏名又は名称

下記のとおり輸出水産業の振興に関する法律第86条において使用する中（企業等協同組合法第48条の規定により、組合招集の承認を受けたもので、組合の名簿及び組合員の5分の1これらを下回る組合が定めた場合にあっては、その割合）以上の同意を得たことを記する欄面を添えて申請します。

1 組合の名前及び所在地 記

組合代表する理事の氏名

申請の事由

組合の目的

理事会に総会招集を請求した場合はその年月日

第10号様式（第80条関係）（昭52年令第10号・昭53年令第5号・一部改正、平成2年、平成9年、平成19年、平成29年・昭和34年法律第14号・一部改正、平成2年、平成19年、平成29年・昭和34年法律第14号・一部改正、今後も承認・一部改正）

輸出水産業組合代表する理事 年 月 日

農林水産大臣 聞

組合の名前

住 所

氏 名

下記の通り輸出水産業の振興に関する法律第86条の規定により、組合の解散をする中（企業等協同組合法第82条第2項の規定により、組合の解散をする組合が定めた場合にあっては、その割合）以上の同意を得たことを記します。

1 組合の名前及び所在地 記

組合代表する理事の氏名

組合の目的

申請の事由

理事会に総会招集を請求した場合はその年月日

第11号様式（第91条關係）(平成29年6月1日施行令第2号、平成29年6月1日施行令第3号)

水令第1・日本14種水令第1・一般社団法人第1・一般社団法人第2・一般社団法人第3・一般社団法人第4)

輸出水産業組合不履行申告書

年 月 日

農林水産大臣

不服を申告する組合員の
住所及び氏名又は名称

下記の通り輸出水産業の振興に関する法律第91条において準用する中小企業等協同組合法第104条第1項の規定により、不服を組合員であることを証する書面を添えて申し出ます。

記

- 1 組合の名称及び所在地
- 2 組合を代表する理事の氏名
- 3 檢査の請求の理由
- 4 その他参考となるべき事項

第12号様式（第92条關係）(平成29年6月1日施行令第2号、平成29年6月1日施行令第3号)

輸出水産業組合檢査請求書

年 月 日

農林水産大臣

検査を請求する組合員の住所
及び氏名又は名称

下記のことより輸出水産業の振興に関する法律第91条の規定において準用する中小企業等協同組合法第105条第1項の規定により、組合員名簿及び組合員の10分の1以上の同意を得ることを証する書面を添えて、輸出水産業組合に対する検査を請求します。

記

- 1 組合の名称及び所在地
- 2 組合を代表する理事の氏名
- 3 檢査の請求の理由
- 4 その他参考となるべき事項

第13号様式（第9条余額係）（平22年4月19・通22・令2農水令46
・農水法、平農水令6・通24・令2農水令28・通28・令2農水
令40・通28・令2農水令19・通29・令2農水令30・通30・令2農水
令43・通33）

輸出水産業組合決算關係書類提出書
農林水産大臣 様
年 月 日

輸出水産業組合の名所
輸出水産業組合を代表する理事
住 所

氏 名

輸出水産業の振興に関する法律第206条において準用する中小企業
等協同組合法105条の2の規定により、下記の決算書類を提出
出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 資本積累表
- 4 損益計算書
- 5 剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面
- 6 前各号の書類を提出した組合（總代表）の證書類の原本

第14号様式（第9条余額係）（平22年4月19・通22・令2農水令46
正） 各合資会社決算關係書類の提出遅延に係る事前承認申請書

農林水産大臣 様
組合の住所及び名称
組合を代表する理事の氏名
輸出水産業の振興に関する法律施行規則第33条第2項による承認
を受けたいので、別紙の理由書添えて申請します。

第15号様式（第44条関係）（昭文第244号・昭文第260号・昭文第264号・昭文第265号・昭文第266号・昭文第267号・昭文第268号・昭文第269号・昭文第270号・昭文第271号）

輸出水産物の搬入に関する法律第21条第1項の規定により輸出水産物の搬入する職員の身分證明書立入検査する職員の身分證明書	第 号
官 様	姓 名
生年月日	年 月 日発行
農林水産大臣（省道出典知事）	
参考 用紙の大きさは、縦80mm×横85mmとする。	

輸出水産物の搬入に関する法律第21条第1項の規定により輸出水産物の搬入する職員の身分證明書立入検査する職員の身分證明書

第21条 職員が運送・販賣・卸賣等の業者又は組合等の組織に就職する者は、その身分を示す記載を願するものに必要がある。認めるときは、必要な範囲をさせ、又はその職員をしてその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況、帳簿等若しくは製造販売の検査を行わせることで得られる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を表示しなければならない。職員の器械があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

種類	物産の種類	輸出製造施設	基準
まろん	作業場、クツカ一、クリー一ニングテ一ブル、選別台、イ	作業場は、左の条件を備えているものである」と。	作業場は、左の条件を備えているものである」と。
かん	肉詰台、卷締設備、キヤン	諸設備を収容し、かつ、作業を行うのに十分な広さがある」と。	諸設備を収容し、かつ、作業を行うのに十分な広さがある」と。
ぐ	ウォツシヤ一、加圧殺菌装置、ボイラ一及び倉庫	工作場は、左の条件を備えているものである」と。	工作場は、左の条件を備えているものである」と。
話	ハ	床面が耐水性材料を用いて平滑に仕上げてあり、かつ、百分の一以上のこう配があること。	床面が耐水性材料を用いて平滑に仕上げてあり、かつ、百分の一以上のこう配があること。
かく	ホ	排水が良好な排水溝があること。	排水が良好な排水溝があること。
ろ	ト	場内に排水だめがないこと。	場内に排水だめがないこと。
ま	ト	十分な給水設備があること。	十分な給水設備があること。
る	ト	原料魚の鮮度保持に十分な貯蔵設備があること。	原料魚の鮮度保持に十分な貯蔵設備があること。
う	ト	窓、出入口その他開放する箇所には、ねずみ及びこん虫の侵入を防止する設備があり、排水口には、ねずみの侵入を防止する設備があること。	窓、出入口その他開放する箇所には、ねずみ及びこん虫の侵入を防止する設備があり、排水口には、ねずみの侵入を防止する設備があること。
ま	チ	天井があるか、又はちり等の落下を防止する設備があること。	天井があるか、又はちり等の落下を防止する設備があること。
ろ	リ	場内を十分に蒸気消毒できるように蒸気管が配置されていること。	場内を十分に蒸気消毒できるように蒸気管が配置されていること。
ま	リ	二、クツカ一は、蒸気吹込式で温度計がついており、かつ、その内容積（クツカ一が二基以上ある場合には、これらの内容積の合計）が六立方メートル以上の中であること。	二、クツカ一は、蒸気吹込式で温度計がついており、かつ、その内容積（クツカ一が二基以上ある場合には、これらの内容積の合計）が六立方メートル以上の中であること。
る	リ	五、キヤンウォツシヤ一は、自動式のものであること。	五、キヤンウォツシヤ一は、自動式のものであること。
う	リ	六、加圧殺菌装置は、左の条件を備えている「レトルト」一基以上で、レトルトの内容積の合計が五立方メートル以上であること。	六、加圧殺菌装置は、左の条件を備えている「レトルト」一基以上で、レトルトの内容積の合計が五立方メートル以上であること。
ま	イ	蒸気吹込式であること。	蒸気吹込式であること。
ろ	ロ	加圧冷却装置があること。	加圧冷却装置があること。
ま	ハ	温度計及び自記温度計がついていること。	温度計及び自記温度計がついていること。
る	七	ボイラ一は、その制限圧力が一平方センチメートルにつき四キログラム以上のものであること。	ボイラ一は、その制限圧力が一平方センチメートルにつき四キログラム以上のものであること。
う	八	八、倉庫は、防湿性のものであり、かつ、資材及び製品の保管に適當な広さがあるものであること。	八、倉庫は、防湿性のものであり、かつ、資材及び製品の保管に適當な広さがあるものであること。
ま	九	九、原料処理場は、左の条件を備えているものであること。	九、原料処理場は、左の条件を備えているものであること。
ろ	一	一、床面が耐水性材料を用いて仕上げてあり、かつ、排水が良好であること。	一、床面が耐水性材料を用いて仕上げてあり、かつ、排水が良好であること。
ま	二	二、魚体が直接日光に当らないように屋根及びかこいが設けられていること。	二、魚体が直接日光に当らないように屋根及びかこいが設けられていること。
る	三	三、十分な給水設備があること。	三、十分な給水設備があること。
う	四	四、魚体が直接日光に当らないように屋根及びかこいが設けられていること。	四、魚体が直接日光に当らないように屋根及びかこいが設けられていること。
ま	五	五、十分な給水設備があること。	五、十分な給水設備があること。
ろ	六	六、魚体が直接日光に当らないように屋根及びかこいが設けられていること。	六、魚体が直接日光に当らないように屋根及びかこいが設けられていること。
ま	七	七、十分な給水設備があること。	七、十分な給水設備があること。
る	八	八、魚体が直接日光に当らないように屋根及びかこいが設けられていること。	八、魚体が直接日光に当らないように屋根及びかこいが設けられていること。
う	九	九、十分な給水設備があること。	九、十分な給水設備があること。

めか
料処理場及び凍結室を除く
じき。

めか 料処理場及び凍結室を除く じき。)	一 冷凍機は、その能力が、凍結室の収容能力に応じて十分なものであり、かつ、二十時間以内の運転で冷蔵室（又は冷凍そう）を二十四時間摂氏零下十五度以下の温度に保持できるものであること。ただし、冷凍まぐろ類又は冷凍めかじきの冷蔵のみを行う場合にあつては、その能力が二十時間以内の運転で冷蔵室（又は冷蔵そう）を二十四時間摂氏零下十五度以下の温度に保持できるものであるものであること。
か い わ 作業場、肉詰台、巻締設備、一 般殺菌装置、ボイラーア及 び倉庫	二 凍結室及び冷蔵室は、左の条件を備えているものであること。 三 凍結室について、冷却管等の凍結設備又は冷蔵設備が適正であること。 四 脱油タンクは、製品の静置及び均質化が十分にできるものであること。
か い わ 作業場、肉詰台、巻締設備、一 般殺菌装置、ボイラーア及 び倉庫	一 作業場は、次の条件を備えているものであること。 二 作業場は、次の条件を備えているものであること。 三 遠心分離機は、回転数が一分間一万二千回転以上のものであること。 四 脱油タンクは、製品の静置及び均質化が十分にできるものであること。
か い わ 作業場、肉詰台、巻締設備、一 般殺菌装置、ボイラーア及 び倉庫	一 作業場は、左の条件を備えているものであること。ただし、冷却管等の凍結設備又は冷蔵設備が適正であること。 二 作業場は、次の条件を備えているものであること。 三 遠心分離機は、回転数が一分間一万二千回転以上のものであること。 四 脱油タンクは、製品の静置及び均質化が十分にできるものであること。
か い わ 作業場、肉詰台、巻締設備、一 般殺菌装置、ボイラーア及 び倉庫	一 作業場は、左の条件を備えているものであること。ただし、冷却管等の凍結設備又は冷蔵設備が適正であること。 二 作業場は、次の条件を備えているものであること。 三 遠心分離機は、回転数が一分間一万二千回転以上のものであること。 四 脱油タンクは、製品の静置及び均質化が十分にできるものであること。

寒天 天然 原料処理場、じゅうねん機 (又はどうつき機)、作業場、 煮熟がま及び過そう	魚類 作業場、煮熟分解がま、遠 心分離機及び貯油タンク に 作業場、煮熟タンク、選別 台、肉詰台、巻締機、キヤ ンウオツシヤー、加圧殺菌 装置、冷却設備（母船にお けるものに限る。）、ボイラ ー及び倉庫
イ 蒸気吹込式であること。 ロ 温度計及び自記温度計がついていること。 六 ボイラーアは、その制限圧力が一平方センチメートルにつき四 キログラム以上の中であること。 七 倉庫は、防湿性のものであり、かつ、資材及び製品の保管に 適當な広さがあるものであること。	一 作業場は、諸設備を取容し、かつ、作業を行うのに十分な広 さがあるものであること。 二 煮熟分解がまは、加熱及びかくはんが十分にできるものであ ること。 三 遠心分離機は、回転数が一分間一万二千回転以上のものであ ること。 四 脱油タンクは、製品の静置及び均質化が十分にできるものであ ること。
イ 蒸気吹込式であること。 ロ 温度計及び自記温度計がついていること。 六 ボイラーアは、その制限圧力が一平方センチメートルにつき四 キログラム以上の中であること。 七 倉庫は、防湿性のものであり、かつ、資材及び製品の保管に 適當な広さがあるものであること。	一 作業場は、諸設備を取容し、かつ、作業を行うのに十分な広 さがあるものであること。 二 煮熟分解がまは、加熱及びかくはんが十分にできるものであ ること。 三 遠心分離機は、回転数が一分間一万二千回転以上のものであ ること。 四 脱油タンクは、製品の静置及び均質化が十分にできるものであ ること。
イ 蒸気吹込式であること。 ロ 温度計及び自記温度計がついていること。 六 ボイラーアは、その制限圧力が一平方センチメートルにつき四 キログラム以上の中であること。 七 倉庫は、防湿性のものであり、かつ、資材及び製品の保管に 適當な広さがあるものであること。	一 作業場は、諸設備を取容し、かつ、作業を行うのに十分な広 さがあるものであること。 二 煮熟分解がまは、加熱及びかくはんが十分にできるものであ ること。 三 遠心分離機は、回転数が一分間一万二千回転以上のものであ ること。 四 脱油タンクは、製品の静置及び均質化が十分にできるものであ ること。
イ 蒸気吹込式であること。 ロ 温度計及び自記温度計がついていること。 六 ボイラーアは、その制限圧力が一平方センチメートルにつき四 キログラム以上の中であること。 七 倉庫は、防湿性のものであり、かつ、資材及び製品の保管に 適當な広さがあるものであること。	一 作業場は、諸設備を取容し、かつ、作業を行うのに十分な広 さがあるものであること。 二 煮熟分解がまは、加熱及びかくはんが十分にできるものであ ること。 三 遠心分離機は、回転数が一分間一万二千回転以上のものであ ること。 四 脱油タンクは、製品の静置及び均質化が十分にできるものであ ること。

かえん台、肉詰台、巻縮機、キヤンウオツシャー、加圧殺菌装置、ボイラー及び倉庫	作業場、煮熟タンク、選別台
ホ 窓、出入口その他開放する箇所には、ねずみ及びこん虫の侵入を防止する設備があること。	一 作業場は、左の条件を備えているものであること。ただし、母船の場合にあつては、左の口、ハ、及びへの条件を備えていないものでもよい。
ハ 排水が良好な排水溝があること。	二 作業場は、右の条件を備えているものであること。ただし、天井があるか、又はちり等の落下を防止する設備があること。
ニ 場内に排水だめがないこと。	三 作業場は、左の条件を備えているものであること。ただし、天井があるか、又はちり等の落下を防止する箇所には、ねずみ及びこん虫の侵入を防止する設備があること。
ホ 十分な給水設備があること。	四 作業場は、右の条件を備えているものであること。ただし、天井があるか、又はちり等の落下を防止する箇所には、ねずみ及びこん虫の侵入を防止する設備があること。
ロ 床面が耐水性材料を用いて平滑に仕上げてあり、かつ、百分の二以上のこう配があること。	五 作業場は、右の条件を備えているものであること。ただし、天井があるか、又はちり等の落下を防止する設備があること。
ハ 諸設備を収容し、かつ、作業を行なうのに十分な広さがあること。	六 作業場は、右の条件を備えているものであること。ただし、天井があるか、又はちり等の落下を防止する設備があること。
ニ 場内を十分蒸気消毒できるように、蒸気管が配置されていること。	七 作業場は、右の条件を備えているものであること。ただし、天井があるか、又はちり等の落下を防止する設備があること。
ホ 十分な給水設備があること。	八 加圧殺菌装置は、次の条件を備えているレトルト二基以上であること。
ロ 床面が耐水性材料を用いて平滑に仕上げてあり、かつ、百分の二以上のこう配があること。	九 ボイラは、その制限圧力が一平方センチメートルにつき、キログラム以上のものであること。
ハ 諸設備を収容し、かつ、作業を行なうのに十分な広さがあること。	十 倉庫は、防湿性のものであり、かつ、資材及び製品の保管に適当な広さがあるものであること。
ニ 場内に排水だめがないこと。	十一 作業場は、次の条件を備えているものであること。ただし、天井があるか、又はちり等の落下を防止する箇所には、ねずみ及びこん虫の侵入を防止する設備があること。
ホ 十分な給水設備があること。	十二 作業場は、右の条件を備えているものであること。ただし、天井があるか、又はちり等の落下を防止する箇所には、ねずみ及びこん虫の侵入を防止する設備があること。
ロ 床面が耐水性材料を用いて平滑に仕上げてあること。	十三 作業場は、右の条件を備えているものであること。ただし、天井があるか、又はちり等の落下を防止する箇所には、ねずみ及びこん虫の侵入を防止する設備があること。
ハ 諸設備を収容し、かつ、作業を行なうのに十分な広さがあること。	十四 作業場は、右の条件を備えているものであること。ただし、天井があるか、又はちり等の落下を防止する箇所には、ねずみ及びこん虫の侵入を防止する設備があること。
ニ 場内に排水だめがないこと。	十五 作業場は、右の条件を備えているものであること。ただし、天井があるか、又はちり等の落下を防止する箇所には、ねずみ及びこん虫の侵入を防止する設備があること。
ホ 十分な給水設備があること。	十六 作業場は、右の条件を備えているものであること。ただし、天井があるか、又はちり等の落下を防止する箇所には、ねずみ及びこん虫の侵入を防止する設備があること。
ロ 原料かきの鮮度保持に十分な貯蔵設備があること。	十七 作業場は、右の条件を備えているものであること。ただし、天井があるか、又はちり等の落下を防止する箇所には、ねずみ及びこん虫の侵入を防止する設備があること。
ハ 窓、出入口その他開放する箇所には、ねずみ及びこん虫の侵入を防止する設備があり、排水口には、ねずみの侵入を防止する設備があること。	十八 作業場は、右の条件を備えているものであること。ただし、天井があるか、又はちり等の落下を防止する箇所には、ねずみ及びこん虫の侵入を防止する設備があること。
ニ 場内を十分蒸気消毒できるよう蒸気管が配置されていること。	十九 作業場は、右の条件を備えているものであること。ただし、天井があるか、又はちり等の落下を防止する箇所には、ねずみ及びこん虫の侵入を防止する設備があること。

まだら等の冷凍機	一 イ 冷凍のまだら等の冷凍機
レの冷凍フライーの冷蔵のみと。漁船の場合にあつては、作業場、作業台、キャンドリング台及び凍結室（又はコントラクトフリーザー）を除く。	二 イ 蒸気吹込式であること。
一 洗浄設備は、原料かきに付着している異物等を十分に除去すること。	三 ロ 温度計及び自記温度計がついていること。
二 作業場は、次の条件を備えているものであること。	四 ハ 温度計及び自記温度計がついていること。
三 選別台（又は選別コンベア）及び肉詰台は、その表面がステンレス鋼その他の容易に清浄保持のできる材料で仕上げてあるものであること。	五 ボイラは、原料かきを十分くん煙できるものであること。
四 巻縮機は、丸かん用真空巻縮機一基以上及び変型かん用巻縮機一基以上であること。	六 キヤンウオツシャーは、自動式のものであること。
五 キヤンウオツシャーは、自動式のものであること。	七 キヤンウオツシャーは、自動式のものであること。
六 加圧殺菌装置は、次の条件を備えているレトルト二基以上であること。	八 加圧殺菌装置は、次の条件を備えているレトルト二基以上であること。
七 ボイラは、その制限圧力が一平方センチメートルにつき、キログラム以上のものであること。	九 ボイラは、その制限圧力が一平方センチメートルにつき、キログラム以上のものであること。
八 倉庫は、防湿性のものであり、かつ、資材及び製品の保管に適当な広さがあるものであること。	十 倉庫は、防湿性のものであり、かつ、資材及び製品の保管に適当な広さがあるものであること。
九 ボイラは、その制限圧力が一平方センチメートルにつき、キログラム以上のものであること。	十一 作業場は、次の条件を備えているものであること。ただし、天井があるか、又はちり等の落下を防止する箇所には、ねずみ及びこん虫の侵入を防止する設備があること。
十 倉庫は、防湿性のものであり、かつ、資材及び製品の保管に適当な広さがあるものであること。	十二 作業場は、右の条件を備えているものであること。ただし、天井があるか、又はちり等の落下を防止する箇所には、ねずみ及びこん虫の侵入を防止する設備があること。
十一 作業場は、右の条件を備えているものであること。ただし、天井があるか、又はちり等の落下を防止する箇所には、ねずみ及びこん虫の侵入を防止する設備があること。	十三 作業場は、右の条件を備えているものであること。ただし、天井があるか、又はちり等の落下を防止する箇所には、ねずみ及びこん虫の侵入を防止する設備があること。
十二 作業場は、右の条件を備えているものであること。ただし、天井があるか、又はちり等の落下を防止する箇所には、ねずみ及びこん虫の侵入を防止する設備があること。	十四 作業場は、右の条件を備えているものであること。ただし、天井があるか、又はちり等の落下を防止する箇所には、ねずみ及びこん虫の侵入を防止する設備があること。
十三 作業場は、右の条件を備えているものであること。ただし、天井があるか、又はちり等の落下を防止する箇所には、ねずみ及びこん虫の侵入を防止する設備があること。	十五 作業場は、右の条件を備えているものであること。ただし、天井があるか、又はちり等の落下を防止する箇所には、ねずみ及びこん虫の侵入を防止する設備があること。
十四 作業場は、右の条件を備えているものであること。ただし、天井があるか、又はちり等の落下を防止する箇所には、ねずみ及びこん虫の侵入を防止する設備があること。	十六 作業場は、右の条件を備えているものであること。ただし、天井があるか、又はちり等の落下を防止する箇所には、ねずみ及びこん虫の侵入を防止する設備があること。
十五 作業場は、右の条件を備えているものであること。ただし、天井があるか、又はちり等の落下を防止する箇所には、ねずみ及びこん虫の侵入を防止する設備があること。	十七 作業場は、右の条件を備えているものであること。ただし、天井があるか、又はちり等の落下を防止する箇所には、ねずみ及びこん虫の侵入を防止する設備があること。
十六 作業場は、右の条件を備えているものであること。ただし、天井があるか、又はちり等の落下を防止する箇所には、ねずみ及びこん虫の侵入を防止する設備があること。	十八 作業場は、右の条件を備えているものであること。ただし、天井があるか、又はちり等の落下を防止する箇所には、ねずみ及びこん虫の侵入を防止する設備があること。
十七 作業場は、右の条件を備えているものであること。ただし、天井があるか、又はちり等の落下を防止する箇所には、ねずみ及びこん虫の侵入を防止する設備があること。	十九 作業場は、右の条件を備えているものであること。ただし、天井があるか、又はちり等の落下を防止する箇所には、ねずみ及びこん虫の侵入を防止する設備があること。

十七年法律第七十号)附則第十四条の規定による廃止前の独立行政法人水産大学校法(平成十一年法律第二百九十一号)による独立行政法人水産大学校(以下「甲種学校」と総称する。)において水産食品の製造に関する課目を修めて卒業した者(以下「甲」と総称する。)であつて、まぐろ類缶詰の製造の技術に関する実務に従事した期間が五年以上あるもの
二 学校教育法による高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による水産学校又は旧実業学校令(明治三十二年勅令第二十九号)による水産学校(以下「乙種学校」と総称する。)において水産食品の製造に関する課目を修めて卒業した者(以下「乙」と総称する。)であつて、まぐろ類缶詰の製造の技術に関する実務に従事した期間が六年以上あるもの
三 前二号に掲げる者以外の者であつて、まぐろ類缶詰の製造の技術に関する実務に従事した期間が七年以上あるもの
四 甲であつて、まぐろ類缶詰の製造の技術に関する実務に従事した期間が三年以上五年未満であるもの
五 乙であつて、まぐろ類缶詰の製造の技術に関する実務に従事した期間が四年以上六年未満であるもの
六 前各号に掲げる者以外の者であつて、まぐろ類缶詰の製造の技術に関する実務に従事した期間が五年以上あるもの
冷凍まぐろ類漁船の場合以外の場合及び母船の場合にあつては、左の各号の一に該当する者一人以上であること。
一 甲種学校において水産又は機械に関する課目を修めて卒業した者であつて、まぐろ類若しくはめかじきの冷凍若しくはこれらの冷凍品の冷蔵の実務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が四年以上であるもの
二 乙種学校、旧中等学校令による工業学校又は旧実業学校令による工業学校において水産又は機械に関する課目を修めて卒業した者であつて、まぐろ類若しくはめかじきの冷凍若しくはこれらの冷凍品の冷蔵の実務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が三年以上であるもの
三 前各号に掲げる者以外の者であつて、まぐろ類若しくはめかじきの冷凍若しくはこれらの冷凍品の冷蔵の実務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が四年以上であるもの
渔船(母船を除く。)の場合にあつては、左の各号の一に該当する者一人以上であること。
一 甲種学校、乙種学校、旧中等学校令による工業学校又は旧実業学校令による工業学校において水産又は機械に関する課目を修めて卒業した者であつて、まぐろ類若しくはめかじきの冷凍若しくはこれらの冷凍品の冷蔵の実務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が二年以上であるもの
二 前号に掲げる者以外の者であつて、まぐろ類若しくはめかじきの冷凍若しくはこれらの冷凍品の冷蔵の実務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が三年以上であるもの
次の各号の一に該当する者一人以上であること。
一 甲であつて、いわし類かん詰、さんまかん詰、あじかん詰若しくはさばかん詰の製造の技術に関する実務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が三年以上であるもの
二 乙であつて、いわし類かん詰、さんまかん詰、あじかん詰若しくはさばかん詰の製造の技術に関する実務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が四年以上であるもの
三 前各号に掲げる者以外の者であつて、いわし類かん詰、さんまかん詰、あじかん詰若しくはさばかん詰の製造の技術に関する実務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が五年以上であるもの

魚類肝臓油	かにかん詰	母船の場合にあつては、左の各号の一に該当する者二人以上（うち第一号から第三号までに該当する者一人以上）であること。
魚類肝臓油	かにかん詰	甲であつて、かにかん詰の製造の技術に関する実務に従事した期間が四年以上であるもの
魚類肝臓油	かにかん詰	乙であつて、かにかん詰の製造の技術に関する実務に従事した期間が五年以上であるもの
魚類肝臓油	かにかん詰	三 前二号に掲げる者以外の者であつて、かにかん詰の製造の技術に関する実務に従事した期間が六年以上であるもの
魚類肝臓油	かにかん詰	四 甲であつて、かにかん詰の製造の技術に関する実務に従事した期間が三年以上五年未満であるもの
魚類肝臓油	かにかん詰	五 乙であつて、かにかん詰の製造の技術に関する実務に従事した期間が四年以上であるもの
魚類肝臓油	かにかん詰	六 前各号に掲げる者以外の者であつて、かにかん詰の製造の技術に関する実務に従事した期間が四年以上であるもの
天然寒天	かにかん詰	母船の場合にあつては、左の各号の一に該当する者一人以上であること。
天然寒天	かにかん詰	二 甲であつて、かにかん詰の製造の技術に関する実務に従事した期間が四年以上であるもの
天然寒天	かにかん詰	三 前各号に掲げる者以外の者であつて、かにかん詰の製造の技術に関する実務に従事した期間が五年以上であるもの
天然寒天	かにかん詰	四 甲であつて、かにかん詰の製造の技術に関する実務に従事した期間が三年以上である者一人以上であること。
工業寒天	さけかん詰	母船の場合にあつては、左の各号の一に該当する者二人以上（うち第一号から第三号までに該当する者一人以上）であること。
工業寒天	さけかん詰	二 甲であつて、さけかん詰の製造の技術に関する実務に従事した期間が五年以上であるもの
工業寒天	さけかん詰	三 前各号に掲げる者以外の者であつて、さけかん詰の製造の技術に関する実務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が五年以上であるもの
工業寒天	さけかん詰	四 乙であつて、さけかん詰若しくはますかん詰の製造の技術に関する実務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が六年以上であるもの
工業寒天	さけかん詰	五 甲であつて、さけかん詰若しくはますかん詰の製造の技術に関する実務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が二年以上四年未満であるもの
工業寒天	さけかん詰	六 前各号に掲げる者以外の者であつて、さけかん詰若しくはますかん詰の製造の技術に関する実務に従事した期間が三年以上であるもの
鯨油	えびかん詰	左の各号の一に該当する者一人以上であること。
鯨油	えびかん詰	一 甲であつて、えびかん詰若しくはかにかん詰の製造の技術に関する実務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が三年以上であるもの
鯨油	えびかん詰	二 乙であつて、えびかん詰若しくはかにかん詰の技術に関する実務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が四年以上であるもの
鯨油	えびかん詰	三 前各号に掲げる者以外の者であつて、えびかん詰若しくはかにかん詰の製造の技術に関する実務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が五年以上であるもの
珠海外真珠	珠海外真珠	真珠の製造の実務に従事した期間が三年以上である者一人以上であること。
珠海外真珠	珠海外真珠	三 前各号に掲げる者以外の者であつて、鯨油の製造の技術に関する実務に従事した期間が五年以上であるもの

三 前各号に掲げる者以外の者であつて、さけかん詰若しくはますかん詰の製造の技術に関する実務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が五年以上であるもの	左の各号の一に該当する者二人以上であること。
一 甲種学校において水産又は機械に関する課目を修めて卒業した者であつて、鯨油の製造の技術に関する実務に従事した期間が三年以上あるもの	一 甲種学校、旧中等学校令による工業学校又は旧実業学校令による工業学校において水産又は機械に関する課目を修めて卒業した者であつて、鯨油の製造の技術に関する実務に従事した期間が四年以上であるもの
二 乙種学校、旧中等学校令による工業学校又は旧実業学校令による工業学校において水産又は機械に関する課目を修めて卒業した者であつて、鯨油の製造の技術に関する実務に従事した期間が五年以上であるもの	二 乙種学校、旧中等学校令による工業学校又は旧実業学校令による工業学校において水産又は機械に関する課目を修めて卒業した者であつて、鯨油の製造の技術に関する実務に従事した期間が五年以上であるもの
三 前各号に掲げる者以外の者であつて、まだら等の冷凍魚肉ブロックの製造の技術に関する実務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が三年以上であるもの	三 前二号に掲げる者以外の者であつて、まだら等の冷凍フライ若しくはまだら等の冷凍魚肉ブロックの製造の技術に関する実務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が四年以上であるもの
人以上であること。	人以上であること。

まだら等の冷凍魚肉ブロックの冷蔵の実務に従事した期間が二年以上であるもの	<p>一 甲種学校において水産又は機械に関する課目を修めて卒業した者であつて、まだら等の冷凍フレー若しくはまだら等の冷凍魚肉ブロックの冷蔵の実務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が二年以上であるもの</p> <p>二 乙種学校、旧中等学校令による工業学校又は旧実業学校令による工業学校において水産又は機械に関する課目を修めて卒業した者であつて、まだら等の冷凍フレー若しくはまだら等の冷凍魚肉ブロックの冷蔵の実務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が三年以上であるもの</p> <p>三 前二号に掲げる者以外の者であつて、まだら等の冷凍フレー若しくはまだら等の冷凍魚肉ブロックの冷蔵の実務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が四年以上であるもの</p>
まだら等の冷凍魚肉ブロックの冷蔵のみを行う場合以外の場合にあつては、次の各号の一に該当する者一人以上であること。	<p>一 甲種学校において水産又は機械に関する課目を修めて卒業した者であつて、まだら等の冷凍フレー若しくはまだら等の冷凍魚肉ブロックの製造の技術に関する実務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が二年以上であるもの</p> <p>二 乙種学校、旧中等学校令による工業学校又は旧実業学校令による工業学校において水産又は機械に関する課目を修めて卒業した者であつて、まだら等の冷凍フレー若しくはまだら等の冷凍魚肉ブロックの製造の技術に関する実務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が三年以上であるもの</p> <p>三 前二号に掲げる者以外の者であつて、まだら等の冷凍フレー若しくはまだら等の冷凍魚肉ブロックの製造の技術に関する実務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が四年以上であるもの</p>
まだら等の冷凍魚肉ブロックの冷蔵のみを行う場合にあつては、次の各号の一に該当する者一人以上であること。	<p>一 甲種学校において水産又は機械に関する課目を修めて卒業した者であつて、まだら等の冷凍フレー若しくはまだら等の冷凍魚肉ブロックの冷蔵の実務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が二年以上であるもの</p> <p>二 乙種学校、旧中等学校令による工業学校又は旧実業学校令による工業学校において水産又は機械に関する課目を修めて卒業した者であつて、まだら等の冷凍フレー若しくはまだら等の冷凍魚肉ブロックの冷蔵の実務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が三年以上であるもの</p> <p>三 前二号に掲げる者以外の者であつて、まだら等の冷凍フレー若しくはまだら等の冷凍魚肉ブロックの冷蔵の実務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が四年以上であるもの</p>